（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第六条　特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（無線局の目的） **第三条**　次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。 ［一～四　略］ 五　放送用　放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。 ［削る］	（無線局の目的） **第三条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　中波放送用　中波放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［削る］	六　短波放送用　短波放送（電波法施行規則第二条第一項第二十四号の二に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［削る］	七　超短波放送用　超短波放送又は超短波多重放送（超短波放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であって、超短波放送に該当しないものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［削る］	八　テレビジョン放送用　テレビジョン放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［削る］	九　受信障害対策放送用　法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送であって、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送の受信障害の解消を目的とする放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［削る］	十　データ放送用　データ放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［略］	十一　［同上］
七　［略］	十二　［同上］
八　［略］	十三　［同上］
（無線局の区分） **第四条**　法第七十一条の二第一項第一号イの無線局の区分は、次のとおりとする。 ［一～三十　略］ 三十一　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的が放送用であるもの	（無線局の区分） **第四条**　法第七十一条の二第一項第一号の無線局の区分は、次のとおりとする。 ［一～三十　同上］ 三十一　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的が中波放送用であるもの 三十二　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的が短波放送用であるもの 三十三　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的が超短波放送用であるもの
［削る］	
［削る］	